

# 日本パラリンピック委員会運営規程

(平成11年9月8日制定)

(目的)

第1条 財団法人日本障害者スポーツ協会寄附行為(以下「寄附行為」という。)第33条に基づき、日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)の組織運営に関する詳細を規定する。

(事業)

第2条 このJPCは、寄附行為第34条に掲げる事業及びこれに関連する事業を行う。

(運営委員会)

第3条 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

2 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会の招集)

第4条 運営委員会は委員長が招集する。

(加盟競技団体会議)

第5条 寄附行為第35条に定める加盟競技団体の代表者各1名により、加盟競技団体会議を構成する。

2 加盟競技団体会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長があたる。

3 このJPCの事業に関する重要な事項については、加盟競技団体会議の意見を聴するものとする。

(加盟及び脱会)

第6条 寄附行為第35条により、JPCに加盟しようとする競技団体は、指定の期日までに分担金を添えて、別紙様式「日本パラリンピック委員会加盟申請書」を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 加盟競技団体が脱会しようとするときは、その理由を付して脱会届けを提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

3 加盟競技団体として不適当な行為があったときは、運営委員会の委員の過半数以上の議決により、脱会をさせることができる。

(分担金)

第7条 加盟競技団体は、JPC加盟分担金を、毎年4月末日までに納入するものとする。

2 加盟分担金は、年1団体10万円とする。

3 既納の分担金はいかなる理由があっても返還しない。

(業務)

第8条 JPCの会務を達成するため、次のことは運営委員会の議を経て行わなければならない。

当該国際障害者スポーツ組織への加盟に関すること。

JPCの事業計画及び収支予算・決算に関すること。

JPCの運営に関すること。

寄附行為第35条により、JPCに加盟した競技団体及び関連スポーツ団体との連携融和を図ること。

障害者のスポーツに功労のあった者の表彰に関すること。

その他JPCの目的達成に必要なこと。

( 顧問及び参与 )

第 9 条 この J P C に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、運営委員会の推薦により、委員長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について委員長の諮問に応じる。

( 専門部会 )

第 1 0 条 この J P C の業務を遂行するため必要があるときは、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の部員は、委員長が委嘱する。

( J P C の事務処理 )

第 1 1 条 この J P C の事務を処理するため、事務局長を置く。事務局長はこの法人の職員をもってあてる。

付則 この規程は平成 1 1 年 9 月 8 日から施行する。

ただし、第 8 条分担金に関する規定は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。